

浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

2022年7月1日

当社は、本日、原子力災害対策特別措置法(以下、「原災法」という。)に基づき、内閣総理大臣および原子力規制委員会に「浜岡原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」(以下、「防災業務計画」という。)の修正について届け出ましたのでお知らせします。

当社は、届け出た防災業務計画を本日から施行します。

防災業務計画は、原災法に基づき、原子力事業者が原子力事業所ごとに原子力災害の発生および拡大の防止、ならびに原子力災害の復旧を図るための必要な業務について定めた計画です。修正に際しては、事前に静岡県および御前崎市と協議をおこなっています。

防災業務計画の修正の要旨

原災法に基づき、防災業務計画の定期見直しを実施し、修正をおこないました。
修正の要旨は以下のとおりです。

(1) 組織改定に伴う変更

2022年7月1日付けでおこなった組織改定の反映

(2) 1、2号機共用排気筒の撤去に伴う変更

1、2号機共用排気筒の撤去に伴う、発電所敷地図からの1、2号機共用排気筒の削除

(3) 原災法関係政省令に合わせた修正

- ・警戒事態に該当する事象に、新規規制基準で定める外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)を追加
- ・警戒事態に該当する事象のうち原子力規制委員会が判断する警戒事態の詳細内容を記載
- ・用語の変更

(4) 発電所内での医療活動に係る修正

発電所内での医療活動に関する以下の内容の追加

- ・有事に備え、平常時から医療関係団体との原子力災害医療情報の収集・提供等、相互連携を図ること
- ・医療関係団体の協力を得て医師派遣等の体制を構築すること
- ・医療関係団体が発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援すること

(5) 記載の適正化

以上